

御代田町男女共同参画推進条例を制定しました

町では、「すべての町民の皆さんが性別に関わりなく個人として尊重され、いきいきと活躍する御代田町の実現」、すなわち男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画推進条例を制定しました。この条例では、男女共同参画社会づくりに関する基本理念、町民の皆さんや事業者の皆さん、そして町行政の果たす役割や、施策の基本となる事項を定めています。

それぞれの役割 (第4条～第6条)

男女共同参画を進めていくためには、町民の皆さん、事業者の皆さん、町、それぞれの主体的な取り組みと相互の連携・協働が求められます。

町民の皆さん

- ◎家庭、地域（区・自治会など）、職場、学校などあらゆる分野で、男女共同参画の推進に努めましょう。
- ◎町が実施する施策への協力に努めましょう。



事業者の皆さん

- ◎事業活動や職場環境において、男女共同参画およびワーク・ライフ・バランスを推進しましょう。
- ◎町が実施する施策への協力に努めましょう。



町

- ◎男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。
- ◎国や県、その他の地方公共団体、町民の皆さんなどと連携・協力し、男女共同参画を推進します。



御代田町男女共同参画審議会 の設置 (第16条)

男女共同参画の推進に関する事項の調査・審議を行うため、町民の皆さんなどで構成する「御代田町男女共同参画審議会」を設置します。

性別による人権侵害の 禁止と被害者支援 (第15条)

町は、こうした人権侵害を受けた方に対し、安全と安心を最優先して関係機関と連携を図り、必要な支援をします。

町の取り組みに 対する苦情等の申し出 (第14条)

町が実施する施策について、苦情または意見の申し出を行うことができます。

男女の人権尊重

男性だから、女性だからと性別によって差別されることなく、個性と能力を発揮できる機会が同じように確保されるようにしましょう。

意思決定過程への 共同参画

社会のあらゆる分野における政策、方針決定の立案・決定の場に対等な構成員として参画する機会を確保しましょう。

国際社会の動向を 踏まえた取り組み

男女共同参画の推進は、国際社会の取り組みと密接な関係を有していることから、国際的な協調のもとに行われることが求められます。

基本理念

男女共同参画社会づくりの 6つの柱 (第3条)

男女共同参画を進めていく上での6つの基本となる考え方(基本理念)を定めています。

男女の 性についての理解

男女が、お互いの性について理解を深め、妊娠や出産などに関し双方の意思が尊重され、生涯を通じて健康に生活できるようにしましょう。

ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

男女それぞれが家事・育児などの家庭生活と仕事や地域における社会活動を両立できるようにしていきましょう。

社会における制度 または慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、自由な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えましょう。

